

## [事案 22-171] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 4 月 24 日 和解成立

### <事案の概要>

契約時に被保険者であれば、生活保護受給資格を失うことはないという虚偽の説明を受けたとして、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 13 年 12 月に娘を被保険者として、平成 15 年 3 月に孫を被保険者として（いずれも契約者は申立人）契約した。その際、娘は生活保護受給者のため保険加入は無理だと断ったが、被保険者を娘、契約者及び給付金の受取人を申立人とすれば娘の収入にはならず、生活保護受給資格を失うことはないという募集人からアドバイスを受けたため契約した。その後、娘が入院したため、入院給付金を請求したところ、給付金の受取人が娘になっていた。本契約は、虚偽の説明により契約させられたものであるため、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

募集人は、申立人の娘が生活保護を受けているので保険に入ることができないと聞いたこともなく、したがって、契約者と給付金受取人を申立人とし、被保険者を申立人の娘とすれば生活保護に関する問題は生じないとアドバイスしたこともないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(5)の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人の主張は、本件契約は保険事故が発生した場合、入院給付金等を契約者である申立人が受け取れる契約であると募集人から説明されたことから申込をしたが、実際には給付金の受取人は被保険者（申立人の娘）となっていたというものであることから、動機の錯誤（契約を締結するにあたり、実際と異なる事実を認識したことが契約の動機となる場合）に該当し、通説、判例では、動機の錯誤の場合には契約時に動機が表示されていなければ、無効とならないとされている。
- (2) 本件においては、各契約を締結するに当たり、申立人が「入院給付金等を被保険者ではなく、契約者が受け取れる保険なら申込をする」という動機を明確に表示したか否かが問題となるが、この点につき、申立人は明確に募集人に伝えたことと主張し、保険会社はこれを否定しており、募集人の事情聴取においても募集人は被保険者が生活保護を受けて

いること、従って給付金は申立人が受領したいとの明確な要望も聞いていないと述べていて対立しており、その他申立人の主張を裏付ける証拠はない。

- (3) むしろ、申立人はかつて保険会社の営業職員であったことから、保険事故があった場合、入院給付金等には実際に経済的損失を受ける被保険者が受領するのが通常であることを知っていたはずであり、申立人が給付金を受け取れることが契約の重要な動機であったとすれば、申込に際し申込書の記載を確認するはずであるが、実際には何らの確認をしていないということは、申立人の主張をむしろ否定する事実と言え、本件においては動機が表示されているとは認定できず、申立人の主張は認められない。
- (4) 以上のとおり、申立人の主張する既払込保険料の返還は認められないが、被保険者は、保険期間中に 11 日間入院しており、入院給付金を請求できるが、申立人及び被保険者は、生活保護が打ち切られることを理由にこれの受給を拒んでいる。
- (5) 保険会社としては、上記金員は支払わなければならない金員であることから受領を求めており、本件解決のため、被保険者の同意を前提として、便宜上、保険事故前に給付金の受取人の変更があったものと同様の取り扱いをして、給付金相当額を申立人に支払うという和解案を提案したため、審査会もこれを妥当と判断した。